

答 申 書
(答 申 第 260 号)
平成 30 年 2 月 7 日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が審査請求人の評定記録に関する個人情報のうち、第一次評定者による判定内容を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、〇〇〇学校定時制課程に勤務する教諭〇〇〇に関わる昇給及び勤勉手当に関する勤務評定の一次評定、二次評定の評語及び配点と成績区分算定、昇級区分判定が記載されている現存する範囲の評定記録である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、〇〇〇氏の昇給に係る評定記録（平成 27 年 1 月、平成 28 年 1 月及び平成 29 年 1 月）及び勤勉手当に係る評定記録（平成 23 年 6 月期・12 月期、平成 24 年 6 月期・12 月期、平成 25 年 6 月期・12 月期、平成 26 年 6 月期・12 月期、平成 27 年 6 月期・12 月期及び平成 28 年 6 月期・12 月期）を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち第一次評定者による評定内容及び特記事項（以下「本件非開示情報」という。）を北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項第 8 号に規定する非開示情報（以下「8 号情報」という。）及び同条第 1 項第 9 号に規定する非開示情報（以下「9 号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、評定記録は評定対象者本人の知るべき個人情報であり、それを開示することにより、8 号情報に当たる事務の適正な執行に著しい支障が生じることや 9 号情報に当たる公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずることもないことから、非開示部分の開示を求めており、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 8 号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件非開示情報は第二次評定者が判断する際に参考とする個人情報そのものであり、開示することにより、被評定者との関係に配慮して寛大な評価や一律の評価に陥る可能性を否定できず、このような事態になれば、本来ありのままを正確に評価しなければならない勤勉手当に係る評定制度が形骸化、空洞化し、当該事務の適正な執行に著しく支障が生ずるおそれがあると認められるとして 8 号情報に該当する旨主張している。

ウ 請求人は、評定者は第一次評定者でも第二次評定者であっても、部下に付けた評定を説明し、評定を納得させられる責任と能力が求められるものであり、適正な評価がされているなら、被評定者から求めに応じ、自信を持って開示することができるとしている。

また、評定者が予断を排除し、確信を持って評定したのであれば、「比較を気にするあまり」といった評定者の内心を理由とする説明で、第一次評定者の評定記録を開示しないという根拠を示したことにはならず、評定者が被評定者の自己評価との比較を気にして評価にぐらつきを持つ程度の評定であることが問

題であると主張する。

また、職員の士気向上を図るとともに、組織の活性化に資するという目的に照らし、直属の上司である第一次評定者の判定した評定記録の度合いを知り得ることは被評定者の意欲、頑張りの尺度として必要であり業務上の改善につながるものとしている。

エ 当審査会として、対象個人情報である評定記録を見分すると、大きく「業績」と「意欲・姿勢」の項目に分かれており、「業績」は「仕事の成果」、「業務の進行管理」、「創意工夫・業務改善」、「迅速性・正確性」の4区分に分かれ「意欲・姿勢」は「積極性・チャレンジ性」、「責任感」、「協調性」、「規律性」の4区分に分かれている。

そして、第一次評定者である教頭がおのおのの項目に「a」から「e」までの5段階評価を行った後、総合評定として「A」から「D」までの評定を行うこととしており、それを基に、第二次評定者である校長が同様に各項目で「a」から「e」までの5段階評価を行った後、「A」から「D」までの総合評定を行っていることが確認された。

また、「A」、「B」（上位区分）の職員のおおよその人数枠も示され、「A」、「B」及び「D」（下位区分）の職員については口頭により通知するものとし、「D」については理由も併せて説明することや、総合評定が「A」の場合、特記事項欄にその理由を記載することになっていることも確認された。

今回、第一次評定者による評定内容及び特記事項を非開示としたものであるが、第一次評定者である教頭の判定内容については第二次評定者である校長が判断を行う際の参考とするものとされており、公正な判断に基づいた評価が求められるところであるが、その判定内容が開示されるとなると、被評定者の自己評価と相違があった場合の関係悪化を恐れるなどで、被評定者に不利な記載を避けるなど、結果として信頼できる資料が作成されず、勤務実績を勤勉手当に反映する本来の目的が達成できなくなると認められる。

また、総合評定は、第二次評定者である校長が、第一次評定者である教頭の評定を参考に、自分の考えは基より、上位区分の人数割合などを調整した上で行っており、第一次評定者である教頭が行う評定は、あくまで過程のものである。

そのため、第一次評定者の評定を開示することは、被評定者に無用な憶測や懸念を生じさせる恐れがあり、個人に対する評価又は判断を伴う事務の適正な執行に著しい支障を生じる恐れがあると認められる。

また、請求人は、特記事項欄について「B」、「C」の評定の場合は、記載する必要がないにもかかわらず、記載されているため黒塗りになっていると主張しているが、特記事項欄の記載の有無によって評定が推測されるため、記載がない場合も非開示としているものであり、請求人の主張については理由がないものである。

したがって、本件非開示情報を開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められることから、8号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は本件非開示情報が9号情報に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについては判断するまでもない。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 29 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号563） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成29年 8 月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成29年 9 月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求人から意見書の提出
平成29年10月10日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年12月 7 日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成30年 1 月30日 （第93回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成30年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申